

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月30日

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

資 料

- 1 改正概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 改正内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 3 施行日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

福祉課

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

1 改正概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）の一部が改正され、接近禁止命令等の申し立てをすることができる被害者の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置が講じられます。これに伴い、同法において「接近禁止命令」及び「退去等命令」の用語が定められるとともに、これらの命令を規定する条文が変更となったことから、大磯町営住宅管理条例（平成 10 年大磯町条例第 8 号）の改正を行う。

2 改正内容

これまで、保護命令として接近禁止命令と退去等命令が改正前のDV防止法第 10 条第 1 項に規定されていましたが、改正後の同法では第 10 条第 1 項と第 10 条の 2 に分けて規定されることとなりました。これに伴い、保護命令に関して「第 10 条第 1 項」を条文中で規定を引用している箇所を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に改正を行います。

<DV防止法の一部改正>

保護命令内容	改正前	改正後
(接近禁止命令) 被害者の身辺へのつきまとい、住居・勤務先等の付近のはいかいを禁止する命令	<u>第 10 条第 1 項</u> (第 1 号)	<u>第 10 条第 1 項</u>
(退去等命令) 被害者と共に住む住居からの退去を命じ、当該住居の付近のはいかいを禁止する命令	<u>第 10 条第 1 項</u> (第 2 号)	<u>第 10 条の 2</u>

<大磯町営住宅管理条例>

(入居者の資格) (1) 本町に住所を有して 1 年以上引き続き居住期間を有する者又は本町内において事業を営む事業所等に引き続き 1 年以上勤務している者であること。 (2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</u> (3) その者の収入の上限（1 ヶ月あたり 15 万 8,000 円～21 万 4,000 円） (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
--

(入居者資格の例外規定)

現行

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの」については、現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合であっても町営住宅に入居することができる。

改正案

「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に置き換える。

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日